

平成 23 年 4 月 12 日

東日本大震災にかかる復旧・復興支援に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 現在の取り組み

全国社会福祉協議会では、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生を受けて、3月12日に福祉対策本部を設置した。この間、全国の都道府県・市区町村社協のネットワークのもと、総力をあげて、被災地県・指定都市社会福祉協議会と連絡調整し、被災地の社会福祉協議会、社会福祉法人・施設、民生委員・児童委員への支援を通して、被災者支援に取り組んでいる。

（1）社会福祉協議会への支援

都道府県・指定都市・市区町村社協の職員派遣等による支援

1) 災害ボランティアセンターの運営支援

派遣職員の合計数 3,924 人（25 日間の延人数）

(内訳) 岩手県へ派遣 1,140 人

宮城県へ派遣 2,066 人

福島県へ派遣 718 人

※1 3月17日～4月10日の25日間

※2 上記人数は日ごとに集計した派遣職員の延べ数

（現在、93か所（岩手、宮城、福島の3県で67か所）に災害ボランティアセンターが設置されている（4月11日現在）。センターでは、避難所支援、泥だし・片付け、食料・水の配達、在宅者の安否確認等を実施している。）

ボランティア活動者数 43,800 人（3月末時点）

(内訳) 岩手県へ派遣 約 9,800 人

宮城県へ派遣 約 20,500 人

福島県へ派遣 約 13,500 人

2) 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付の申込対応の支援

派遣職員の合計数 867 人（16 日間の延人数）

(内訳) 岩手県へ派遣 250 人

宮城県へ派遣 278 人

福島県へ派遣 339 人

※1 3月26日～4月10日の16日間

※2 上記人数は日ごとに集計した派遣職員の延べ数

緊急貸付件数 約1万5千件、約20億円 (これまでの概数)

(2) 社会福祉法人・施設等への支援

1) 社会福祉法人・施設の現状調査、応援職員派遣調整

社会福祉施設への訪問ニーズ調査を全国の施設職員等の参加を得て実施(45名)

岩手県では268か所中204か所が終了(4月11日現在)。

(他県のデータは集計中)

2) 避難所(福祉避難所)等への応援職員(施設職員、ホームヘルパー等)の派遣

4月8日現在、482人を派遣(厚生労働省データ)

岩手県では、別途、県内において107名を派遣(3月31日現在)。

(他県のデータは集計中)

3) 社会福祉法人・施設が特に必要とする物資の提供調整

2. 要望事項

(1) 社会福祉施設、福祉避難所、避難所、自宅等の適切なところでの適切な福祉サービスの実現

- ①避難所、福祉避難所等の適切な配置と要援助者の移動の実施
- ②介護職員、保育士、看護職員等専門職の配置(訪問活動の実施)
- ③社会福祉施設を積極活用する福祉避難所の設置促進
- ④施設の臨時設置、仮設入所施設(ケア付避難所)、仮設デイサービスなどの設置促進
- ⑤既存福祉サービスの速やかな復旧と困難な場合の代替措置の実施
- ⑥障害等に配慮したバリアフリーの福祉避難所、仮設住宅の設置
- ⑦生活支援相談員(仮称)の避難所、仮設住宅等への配置

※以上の事項についての財政支援(災害救助費、措置費、介護報酬等による漏れのない対応)および、県、国による関与が必要(たとえば国による指定の特例措置)。

(2) 市区町村段階および県段階の災害ボランティアセンター活動への支援

- ①全国の社会福祉協議会職員の派遣に要する費用の補助(旅費、宿泊費、保険料等)
- ②上記の職員派遣に伴う代替職員の雇上費の補助
- ③災害ボランティアセンター設置による業務拡大に伴う臨時職員の雇上費の補助
- ④県外避難者の受入地の社協における避難者支援活動への補助

(3) 生活福祉資金(緊急小口資金特例貸付を含む)の原資および事務費の確保

- ①被災者に対する緊急小口資金特例貸付及び今後増大が見込まれる生活福祉資金貸付に必要な貸付原資の確保
- ②貸付業務増大(事務処理、債権管理等)及び相談体制強化に対応できる人件費・事務費
- ③被災地の社会福祉協議会への他県からの応援要員の派遣費用等

(4) 社会福祉法人・施設及び福祉サービスの早期復旧・復興に向けた支援

- 事業再建の問題が厳しい状況にある中、公的支援施策がきわめて重要である。被災地の事業者、自治体に迅速で具体的な施策を提示することが急務である。
- ①建物、備品を原状回復するための補助
 - ②過去の借入金の償還免除や償還期間延長を図る特別措置の実施
 - ③報酬請求について、環境が整うまでの間、概算払いとするなどの特例措置の実施
 - ④福祉サービスの回復措置の計画的実施、専門職の解雇の防止、継続確保
 - ・施設設備を喪失した場合の代替施設における福祉サービス実施の促進
 - ・職員による代替サービスの実施(保育所保育士による避難所訪問保育、デイサービス職員による訪問サービス等)
 - ⑤応援職員の受け入れの円滑実施
応援職員にかかる経費について、受け入れ施設を通して支払う方法に限らない仕組みの導入

(5) 社会福祉協議会の早期復旧・復興に向けた支援

- ①災害復旧・復興のための職員の雇上費の補助
- ②社会福祉協議会の資・機材整備、場の確保の補助

(6) 費用

以上の事項の財政措置については、復興対策の一環として、全額国庫負担とされたい。